

高輪仏敎大学の設立経緯とその背景

中西直樹

はじめに

明治以降、仏敎諸宗派は近代的な僧侶養成学校の整備に着手した。当初、これら学校は、敎校・学林・檀林などと称され、一八七五（明治八）年の大敎院の解散後に、敎導職の養成機関として整備されたものであった。さらに八四年に敎導職廃止後には、キリスト敎主義学校の隆盛に刺激されて、仏敎以外の一般的学問（普通学）を敎授し、俗人にも門戸を開いた学校が設立されるようになった。その代表的存在が、八五年に真宗本願寺派が設立した普通敎校であった。

しかし、時代状況や文部省の学校教育施策の変化にも左右され、敎育方針は二転三転した。普通敎校にはじまる普通学重視の学校は、文学寮への改称を経て、仏敎高等中学・仏敎大学分敎場・高輪仏敎大学へと変遷し、一九〇四年に仏敎大学に吸収合併されて姿を消すが、その間、大敎校・大学林・仏敎大学などと称せられた僧侶養成学校との離合を繰り返し、かつ宗派内の開明派と守旧派の抗争の舞台ともなった（本論末尾掲載の「本願寺派学校制度変遷略図」参照）。

とりわけ東京に開校した高輪仏敎大学は、帝国大学文科大学に匹敵する普通学的高等敎育機関を構想していた点で注目されるが、わずか二年で廃校となった。その後、本願寺派は高等普通敎育から撤退して僧侶養成の専門敎育に専従する傾向を強める一方、普通敎育は、文部省の認可を受け地方に設立した旧制中学校を通じて行われるようになった。同時に、旧制中学校は宗敎敎育の実施が禁止されていたため、僧侶養成を目的とした仏敎専修学校を併設した。そして、こうした仏敎学校のあり方は、他宗派でも一般化していったのである。

本論では、明治期における本願寺派の急激な制度改編の経緯とその背景を検証するとともに、高輪仏敎大学の設立意義について考察する。

一、普通教校開校から文学寮改正事件まで

一八八五（明治十八）年四月に開校した普通教校には、反省会や海外宣教会などの学内諸団体も結成され、その気風には斬新なものがあつたとされる。しかし、早くも八八年十月には、執行長大洲鉄然の訓告により文学寮に改められ、「本宗ノ蘊置ヲ考究」する考究院と「内典ノ義理及応用ヲ教授」する内学院とともに大学林に包括される方針（二院一寮体制）が示された。同時にそのための規則編纂にも着手し、同年十二月に「大学林令」が發布された。^①この一連の措置は、「普通教育」と「専門宗学」との一致連携を標榜していたが、教団の統率を超えて独自の動きを見せはじめた普通教校に対し、教団支配を強化するねらいがあつたと考えられる。^②

ところが、三年後の一八九一年十月に開会した定期集会では、次のような「文学寮移転案」が議案として提出された。

第一条 文学寮ヲ独立セシメ官ニ請テ私立中学校ト為ス

第二条 私立中学校ハ東京ニ設置ス故ニ京都ニ文学寮ヲ建築スルコトヲ中止ス

第三条 私立中学校建築費ハ廿二年度決議ノ文学寮建築費ヲ以テ之ニ充ル故ニ当該決議ノ額ヲ超過スルコトヲ得ス 但土地買入代価ハ別途ニ

支出ス

第四条 私立中学校ノ学科ハ尋常中学校ノ課程ニ依リ科外ニ於テ簡易ニ仏教ノ大旨ヲ授ク^③

この議案は、地方選出の会衆からではなく宗派当局から提出され、法主大谷光尊（明如）の意向が強く反映されていたと考えられる。そして、議案では、文学寮を大学林から分離独立させるだけでなく、東京に移転して尋常中学校に改組するという構想が示されている点が注目される。集会での審議の結果、文学寮の東京移転は否決され、京都に残置して文学寮校舎を新築することが確認された。しかし、会衆一同は東京に仏教主義学校の必要性を認め、改めて東京での尋常中学校の新設案が提起され、審議の結果、賛成多数で尋常中学校の東京新設案を可決した。ただし、新設には多額の費用が見込まれることから、学事布教資金の募集のため設立された護持会（一八八六年設立）の寄付金が百万円に達してか

ら実行することが付帯決議された。⁽⁴⁾

この時期に東京に尋常中学校の新設構想が急浮上したのは、大谷派が一八八八年四月に経営難に陥った京都府尋常中学校の委任経営に着手したことを強く意識してのことであつたと考えられる。⁽⁵⁾ 審議の過程でも、議案提出者のひとり秦法励が、新設の尋常中学校について「爾り大派ノ京都中学校ニオケルカ如クシテ仏教主義ヲ注入スル意ナリ」といい、執行の小田佛乗も「京都ノ中学校ヲ大派カ引受タルヨリハ容易ニナルヘシ」などと発言している。⁽⁶⁾ 大谷派が委任経営に着手した当時は、地方教育財政が最も逼迫した時期であり、京都府知事は同校開校式で宗教教育の実施を容認する発言もしていた。⁽⁷⁾ しかし、この方針は一八九〇年以降、国権主義的な教育方針が示されるに従つて撤回され、京都府尋常中学校も九三年に京都府に返還された。

小田が言うように、東京の尋常中学校新設は容易なことではなくなり、却つて文学寮への保守派から攻勢が強まった。一八九二年四月には文学寮の新校舎が落成したが、同年七月に藤島了穩寮長と中西牛郎教頭の対立に端を発し文学寮改正事件がおこった。藤島・中西以下全教職員が解職となり、九月には、学生の新聞雑誌編集への関与禁止、入学生の得度式・帰敬式の受式義務化、比較宗教学・経済学・政治学等の科目廃止、国語漢文・英語等の時間数削減、仏教学・真宗学の時間数大幅增加など、復古的傾向の強い「文学寮改正の要旨」が発表されたのである。⁽⁸⁾

二、日清戦争後の中学校認可計画

文学寮改正事件後も、文学寮への守旧派からの抑圧は続いたようである。一八九六（明治二十九）年七月には、執行大洲鉄然が、寺院出身の学生が無得度のまま在学していたこと、卒業証書授与式での卒業生の答辞が不穏であるとして、寮長心得蘭田宗恵に減給処分を、前寮長武田篤初に譴責処分を下した。⁽⁹⁾

文学寮細則には、「僧侶タラント欲スル者ハ入学ノ際必ず得度式ヲ受ベシ其余ハ一般ニ帰敬式ヲ受クベシ」と規定されていたが、寺院出身者が必ず得度しなければならないとは明記されていない。これに対して『三寶叢誌』は、処分に關して規則の不備を指摘するとともに、卒業生の答辞まで介入する宗派当局の偏狭な姿勢を批判した。⁽¹¹⁾ 卒業生の答辞がどのようなものであつたかは詳らかでない。しかし、『三寶叢誌』の記事と、これに反論した本願寺派機関紙『京都新報』の記事から、⁽¹²⁾ おおよその内容を把握することができる。これらの記事から察するに、答辞では、

日清戦争後、わずかに台湾布教や軍隊布教を手がけたに過ぎない宗派の旧態依然たるあり様を指摘し、そこからの脱却していく抱負が語られたようである。

『京都新報』は、答辞を読んだ学生を「宗門に対して革命心を抱持するものは一日も門内に置くを許さず是れ宗門の国事的大罪なればなり」と厳しく非難した。しかし、非難された学生・阿部一毛は、翌九七年十一月に次期法主である大谷光瑞の命を受けて、上原芳太郎・龍江義信とともに英領ニューギニア・豪州への視察に赴いている。¹³つまり、阿部の宗派への批判的意見の背後には、光瑞の意向があった可能性が考えられる。

日清戦争後には、仏教界を取り巻く環境は大きく変化しつつあった。すでに内務省は、一八九五年五月発布の訓令第九号で、小学校就学率の向上を踏まえ、各宗派の教師検定基準を「尋常中学校相当以上ノ学識ヲ具備」する内容とするように通達していた。また、ハワイ・北米・アジア各地への海外布教の必要論が高まるなか、こうした事業に従事できる布教者の養成は喫緊の課題であり、伝統的な宗乗・余乗の教授だけでは十分なことは明らかであった。

こうして一八九六年十一月に開催された定期集会では、「文学寮ヲ認可学校トスルノ手續ヲ履行スルノ建議」が提出された。定期集会の審議には、前文学寮長の藤島了穩も特別に臨席し、「宗教学校ニテモ認可学校トナシウルカ」との質問に対して、次のように答弁している。

先年本員寮長ノ時ニ其コトニ付テハ文部省へ出頭シテ種々相談ヲ為セシニ宗教学校ハ到底文部省ニテ管轄スヘキニ非ス本願寺ノ如キハ資本モ教員モ充実シ居レトモ宗教学校トシテハ到底内務省ノ管轄トナスヘカラス仄カニ聞ケハ同志社ノ如キモ度々出願セシ由ナレトモ許サレス元来認可学校ト云フハ東京ニ限ルコトニテ恰モ官吏養成学校ト云フカ如キモノナリ各地方ニ在リテハ熊本ノ済々館鹿児島ノ造士館ノ如キハ中学校程度ノ学校ト認定セシマテノモノナリ¹⁴

この発言から、前述の一八九〇年十一月の集会決議を踏まえ、藤島が東京での尋常中学校新設に関し文部省と交渉していたことが判明する。交渉は、おそらく翌九一年から九二年七月の寮長解職までの間であったと考えられるが、藤島は文部省の対応にかなり厳しいとの感触を持った

ようである。しかし、藤島は、教育課程から仏教学等の科目を外し一般的な学校として申請すれば、尋常中学校として認可される可能性もあるとも述べており、会衆から「文学寮ハ普通ヲ授クルヲ目的トシ普通ガ正ニシテ仏教ハ傍ナリ仍テ表面ハ認可学校トシテ仏教ハ別科ニ置ケハ可ナラン⁽¹⁵⁾」との意見が提起された。これに対して、仏教主義教育の実施を表面上外すことに異議を唱える会衆もいたが、建議は賛成多数で可決された。またこの直後の一八九六年十二月に反省会が東京に移転し、翌九七年三月には、文学寮を東京移転して高等中学林とすることを提言する論説が『明教新誌』に寄稿されるなど、東京進出に向けた機運も再び高まりを見せつつあった。

三、中学校認可計画の挫折経緯

一八九七（明治三十）年八月、前年の集会決議を踏まえて文学寮の改正が発表され、『教海一瀾』は、その方針について次のように報じた。

京都の本派文学寮は客月廿五日を以て寮長を除く外、教職員一般に解職を達せられ武田篤初氏其改正係を命ぜられたり、今般此度の改正順序を聞くに先づ第一着に従来の教職員一般を解職せしむる事（寮長を除く）第二着に寮長をして継続すべき見込ある教職員を具状せしむる事、第三着に規則並に細則を改正する事、第四着に学科の改正を為す事と云ふにありて学科改正の方針は尋常中学程度の教育を五箇年、高等普通教育を三箇年となし十分に英独の語学文章に熟達せしめ以て仏教の真理を外国学者社会に発表せしめんとするの企画あるもの、如し、其詳報は次号の紙上に於てすべし⁽¹⁷⁾

さらに九月には、文学寮規則と文学寮細則が改正された。この改正により、学科構成が従来の予科二年・本科（尋常学科）三年・高等科（高等普通科）二年・高等専修科一年から、尋常中学程度の本科五年と高等科三年に変更となった。カリキュラムでは、「内典」「句読」「宗乘」「余乗」などの科目が「仏教」に統合され、大幅に時間数が削減された。その一方で、本科では「英語」の時間数が増加され、「地理」「歴史」「物理及化学」などの科目が新たに加えられた。高等科では、「東洋哲学」「西洋哲学」「ドイツ語」「梵語」「卒業論文」などの科目が新設されている。また入学資格に関する規定も次のように変更となった。

「一八九二年八月十九日改正」「文学寮細則」第四章第一条）文学寮入学者ハ真宗僧侶及其信徒ノ子弟ニ限ル但シ僧侶タラント欲スル者ハ入学ノ際必ず得度式ヲ受ベシ其余ハ一般ニ帰敬式ヲ受クベシ⁽¹⁸⁾

「一八九七年九月十一日改正」「文学寮細則」第一章第三条）高等科生徒ハ入学ノ際僧侶タラント欲スル者ハ得度式其余ハ皈敬式ヲ受クベシ⁽¹⁹⁾

「文学寮入学者ハ真宗僧侶及其信徒ノ子弟ニ限ル」という文言が削除され、入学に際に義務づけられていた得度式・帰敬式の受式も、高等科生徒に限定された。十月には、文学寮長蘭田宗恵が文学寮図書館に対する書籍寄贈者名を『教海一瀾』で報告し、その後も図書館の蔵書充実に向けた努力が続けられた。⁽²⁰⁾

こうして文学寮の教育充実が図られる一方で、反対に大学林への抑圧が強まった。文学寮の一連の改革直後の一八九七年十一月に開催された定期集会では、大学林経費の半減が決議されたのである。⁽²¹⁾この決議は大学林学生の怠慢な姿勢を問題とし、その改善を促すことを名目としていた。これに対して地方選出の会衆の多くは減額説に反対したが、法主特選会衆が減額賛成に回ったため可決したとされる。⁽²²⁾また、その背景には、大谷光瑞の大学林学生の僧侶然とした雰囲気嫌う意向があるとの報道もなされた。⁽²³⁾

大学林学生は、経費減額措置に対してストライキで応じたが、結局宗派当局の方針に帰順して一応の解決を見た。⁽²⁴⁾事件後、前年の七月に文学寮長を処分した執行大洲鉄然は、次のような談話を残している。

同派学校中にも文学寮は普通学を修むれば気の利いた点あるも大学林は専ら宗学のみを修むれば世情に通ぜず人に迂遠視せらるゝものあれば自ら彼等は僻みて蔑視せらるゝが如く思へるならん併し仲裁其効を奏し本日をも以て復校するに至りしは何より賀すべき事なり云々⁽²⁵⁾

大洲の態度の変化は、宗学のみを修学する大学林への宗派内の風当たりが強くなり、文学寮との立場が逆転したことを示すものとして興味深い。⁽²⁶⁾その背景には、台湾布教を皮切りに、ハワイ・北米・清国・シンガポールなどの海外教勢の拡大をねらう宗派戦略と、新門光瑞の意向への忖度があったと推察されるが、こうした露骨な大学林への抑圧策は、宗派内の対立を増幅させる危険性を胚胎するものでもあった。このため、

その後の文学寮の認可中学校への改組作業は、宗派内守旧派の強硬な妨害工作に際会したようである。

文学寮の認可中学校改組へ向けた動向については、すでに小林康達の研究がある。⁽²⁷⁾小林は、文学寮教員で改組推進派でもあった杉村広太郎(号「楚人冠」「縦横」)の日記から、文学寮内部で認可中学校改組計画が挫折していった経緯を明らかにしている。それによれば、一八九七年六月に蘭田寮長より文学寮大改革の断行計画を打ち明けられた杉村は、文学寮の尋常中学校への改組計画の推進に尽力し、改正係武田篤初を説得して九月に学科編成を手がけた。しかし、文学寮を支持する大谷光瑞さえも、文学寮を専門学校として存続させる意向を持っており、尋常中学校への改組には同意していなかったようである。さらに文学寮高等科の学生も旧課程のままとすることを主張して混乱が生じ、翌九八年五月には、宗務当局から、杉村に同調していた文学寮教員・梅原賢融への強引な本山役員任用人事が発表された。梅原は本山役員就任を拒否したが、文学寮再任は認められず、杉村も五月末に文学寮教員を辞職した。

杉村の辞任に際し、蘭田は「老巧分子の運動陰険にして、今は如何ともなし難し」と述べたとされ、守旧派から強硬な妨害工作のあったことがうかがえる。杉村は蘭田の優柔不断な姿勢を激しく非難しているが、宗派内の対立は深刻であり、文学寮の尋常中学校への改組は実現不可能な状況にあったと考えられる。こうしたなか、七月には、法主に直隸し布教興学を計画立案する教学参議部が設置された。⁽²⁸⁾法主の指導力を発揮することで、教育制度をめぐる混乱突破を図る意図があったと考えられるが、以後も宗派内の合意形成への努力を欠いた教育方針の転換より混乱は続くこととなったのである。⁽²⁹⁾

四、私立学校令・宗教教育禁止訓令の影響

一八九八(明治三十一)年九月、蘭田宗恵は『教海一瀾』に発表した論説「政府对仏教学校」で、仏教学校が内務省の管轄下にあることを批判し、通常中学校と遜色ない条件を具備する仏教学校に対して、文部省は尋常中学校同等以上として認可すべきであると論じた。⁽³⁰⁾また、一八九六年十一月開催の定期集会で「文学寮ヲ認可学校トスルノ手續ヲ履行スルノ建議」を提出した鹿児島選出の総代会衆の大河内彰然も、『教海一瀾』に寄稿し、文学寮の文部省認可中学校への改組を速やかに実現して、帝国大学進学への道を開くべきことを求めた。⁽³¹⁾

ところが、この頃、改組推進派の杉村広太郎らが去ったことで、尋常中学校への改組計画は行き詰まっていた。さらに蘭田寮長の責任問題へ

と発展し、文学寮自体が存亡の危機に立たされていたようである。これに関して、『教学報知』は次のように報じている。

文学寮に近頃生徒中文学寮解散論を唱ふるものありと、同寮は日に月に衰運に傾きつゝ、ある有様なり、当期には四十余名の退学者ありと、茲は寮長に辞職勧告をなしたるも留任と決したるに面白からずして退学するに至りたるなりと云ふ、寮長留任を披露するの時の辞に今後は全力を挙げて尽さんとす云云、悪口上手の一生の曰く寮長は従来寮の爲めに半力、図書館の爲めに半力を尽したるも已後は全く寮の爲めに尽すの意ならん、運動と文学寮、無気概生徒の多数と少数なる気概ある生徒との不仲等昔よりの蚊謬寮の名に背かず⁽³²⁾

そして、行き詰まった尋常中学校への改組計画に完全にとどめを刺したのが、翌九九年八月三日に發布された私立学校令と文部省訓令第十二号(所謂「宗教教育禁止令」)であつた。私立学校令は、内地雜居後に増加するキリスト教主義学校への統制・規制を強化することをねらつて發布され、同時に訓令第十二号により、法令の規定のある学校では、課程外であつても宗教教育・宗教行事の禁止が通達された。

主たる目的がキリスト教主義学校の統制・規制にあつたとは言え、この法的措置はすべての私立学校に適用することを原則としていた。このため、神仏各宗派設立の学校を所管する内務省は、翌四日に次のような訓令「宗教学校設立に関する件」を神仏各管長に通達した。

第一条 神仏道教宗派内ニ於テ教規宗制寺法ノ規程ニ依リ学校ヲ設立シ又ハ設立セントスル者本年八月勅令第三百五十九号私立学校令ニ依

レル設立認可ヲ申請スルトキハ申請書ニ其管長ノ添書及教規宗制寺法中、学校ニ関スル条規ヲ記載シタル書面ヲ添付セシムヘシ

第二条 教規宗制寺法中、学校ニ関スル規定ヲ廃止変更シタルトキハ校長若クハ学校ヲ代表シ校務ヲ掌理スル者ヨリ其旨当該学校所轄地方

長官ヘ開申セシムヘシ⁽³³⁾

この内務省通達を神仏道の関係学校に対する優遇措置と評価する見解がある⁽³⁴⁾。確かに、キリスト教の場合は、関係学校の設置申請に際して宗派からの添書提出は認められない。また、宗派が学校の設置主体となることが可能な点も、神仏道だけの特権と言える⁽³⁵⁾。しかし、それは名目上

のことであり、文部省が徴兵猶予や上級学校の入学資格などの実質的な特典付与にあたって、宗派管長の添書が考慮されることはなかった。本来、文部省の所管学校に対する許認可事項は、教育的見地から行われ、宗教団体からの意見が直接に反映されるはずもなかったのである。

むしろ、神仏道の関係学校は、内務省と文部省から二重に統制を受ける点で不利であり、関係学校の存立意義も不明瞭なものとならざるを得なかった。ところが、一方で、文部省訓令第十二号が同時に發布されたことで、文部省の規定によらない内務省所管の各種学校である限り、公然と宗教教育を行うことが可能であった。後に、文部省訓令第十二号の禁止事項は緩和され、別科や専修学校等のダブルスクール制での宗教教育の実施が可能となったが、当初はそうした方針は示されていなかった。⁽³⁶⁾このため、本願寺派では、文学寮の文部省管轄学校への改組路線が一挙に終息し、内務省所管の宗教学校として存続する道を選んでいくこととなった。

一八九九年十月、藤島了穩は、「仏教各宗の教校は私立学校令の除外例なるか其適用を受ける可らざるか」という論説を『教学報知』に寄稿した。この論説で藤島は、宗教学校に私立学校令を適用すれば、文部省が宗教学校の認可を取り消す場合も想定され、信教の自由を侵すことにつながりかねないと指摘し、宗教学校を内務省の管轄下にのみ置くべきことを主張した。⁽³⁷⁾また同月、『教海一瀾』も次のように記している。

先般内務省より各宗管長に対するの訓令と云ひ、各宗教学校は私立学校令に依て支配せらるゝことは文部大臣学政の方針たるや明かなり、併し此の私立学校令の下に宗教学校を置き、之に依て支配せらるゝことは吾人と雖も快とする所にあらず⁽³⁸⁾

しかし、文部省の介入を拒否して内務省管轄下のみに止まるならば、僧侶養成の特殊な学校に過ぎなくなることの意味し、広く俗人への教育を意図した普通教校・文学寮の伝統の放棄につながるであろう。実際、一九〇〇年一月、教学参議部の審議を経て発布された学校条例は、次のようなものであった。

第一条 本派ノ学校ハ仏教大学仏教高等中学仏教中学ノ三種トス

第二条 仏教大学ハ仏教ヲ精究シ兼テ之ニ須要ナル学科ヲ教授スル所トス

第五条 仏教高等中学ハ教務ニ従事セントスル者又ハ仏教大学ニ入ラントスル者ニ須要ナル学科ヲ教授スル所トス

第六条 仏教高等中学ニ於テ兼修スル所ノ学科ハ文部省規定ノ高等学校ノ学科ヲ斟酌シテ之ヲ定ムモノトス

第七条 仏教高等中学ハ教務ニ従事セントスル者又ハ仏教大学ニ入ラントスル者ニ須要ナル学科ヲ教授スル所トス

第八条 仏教中学ニ於テ兼修スル所ノ学科ハ文部省規定ノ中学ノ学科ヲ斟酌シテ之ヲ定ムモノトス

第九条 仏教中学ハ高等小学全科卒業ノ者及ヒ之ニ相当スル学力ヲ有スル者ヲ入学セシム〔以下略〕⁽³⁹⁾

続いて同年三月に発表された各学校のカリキュラム表では、文学寮の哲学・語学・卒業論文などの科目の一部が仏教高等中学や仏教大学に継承・配当された。⁽⁴⁰⁾しかし、従来の地方教校―文学寮という僧俗兼学・普通学重視の系統と、地方教校―大学林という僧侶養成・宗学重視の系統という二線型の学校体系は廃止され、仏教中学（四年）―仏教高等中学（四年）―仏教大学（三年）という単線型の学校体系へと統合された。これは、大教院分離後の小教校―中教院―大教校体制⁽⁴¹⁾、一八八八年の二院一寮の大学林への回帰を意味するものであったと言うことができる。

五、大谷派教育制度の変遷

本願寺派が文部省所管となることを嫌忌し、内務省所管の僧侶養成学校に回帰していく傾向を強めたのに対し、文部省の方針にも積極的に対応し、いち早く徴兵猶予の特典を得るなど、現実的路線を採用したのが大谷派であった。

大谷派は、一八九三（明治二十六）年に京都府尋常中学校を京都府に返上した翌九四年に、中学寮条例・大学寮条例を制定して教育制度を整備した。⁽⁴²⁾中学寮は第一（京都）・第二（東京）・第三（山形）・第四（金沢）・第五（久留米）の五寮を設置し、「寺院住職タラントスル者及大学寮ニ入り修学セントスル者ニ適當ノ教育ヲ施スヲ以テ目的トス」と規定した。一方、大学寮は京都に設置され、「派内ノ僧侶ヲシテ深く宗余乗等枢要ナル学科ヲ研習セシメ教導ノ重任ヲ尽スニ足ルベキ智徳ヲ養成スルヲ目的トス」とされていた。カリキュラムとしては、いずれも僧侶養成を目的とする学校として、宗乗・余乗に重点を置かれていた。宗乗・余乗以外の科目では、中学寮第一部で国語・漢文・地理歴史・数学・科学・哲学などの科目が配当され、第二部には外国語も開講されたが、第二部があるのは京都の第一中学寮だけであった。また大学寮第一部では

国文・漢文・哲学・数学が開講され、第二部にはさらに科学も加えられていたが、外国語は開講されていなかった。当時、大谷派は両堂再建などもあって財政的に厳しい状況にあり、本願寺派のように僧俗兼学・普通学重視の学校を別置する経済的余裕はなく、普通学の科目をやや増やした第二部の併設に止まっていたと考えられる。

一八九六年六月にも学校制度の改革があり、まず安居・宗乗専攻院で組織する真宗高倉学寮が新設された。さらに真宗大学寮条例・真宗中学寮条例が廃止され、真宗高倉学寮条例・真宗大学条例・真宗中学条例が制定された。真宗中学条例では、京都・東京・福井・金沢・高田・三条・岡崎・名古屋・岐阜・高岡・七尾・久留米・酒田に真宗中学を設置することとなった。また外国語を教授する第二部が、京都に加えて東京にも併設されることになった。⁽⁴³⁾ 前年に両堂再建を終え、財政がやや好転した結果と推察されるが、この時点では、まだ本願寺派の学校制度の方がはるかに充実していた。

ところが、一八九七年に宗教に復帰した石川舜台が、教学面で清沢満之の意見を採用するようになると、この状況は大きく変化していった。本願寺派が文学寮の中学校認可計画に着手し始めた同年七月、清沢満之は『教界時言』九号に「真宗大学新築の位置に就きて」を発表し、真宗大学を東京と京都とに設置すること、さらに先ず東京に開設すべきことを主張した。同年八月には真宗中学条例が更改され、第一部・第二部制を廃して、外国語に重点を置いたカリキュラムが制定された。⁽⁴⁴⁾

一八九九年二月に第二次中学校令が發布されると、中学校認可計画が頓挫して文学寮が衰運に向いつつあった本願寺派を尻目に、五月には、第二次中学校令に対応した新たな真宗中学校条例を發布した。その第一条は、中学校令の第一条「中学校ハ男子ニ須要ナル高等教育ヲ為スヲ以テ目的トス」という条文を参考に、「真宗中学ハ真宗ノ僧侶ニ須要ナル高等教育ヲ施ス所トス」と定め、高等教育を行うことが明記されている。さらに真宗中学を京都・東京に限定して設置する方針を示し、米北中学・加賀中学・久留米中学の三校は当分存置とし、六月には中学校令に準拠したカリキュラム表が発表された。同時に新たな真宗大学条例も發布され、宗乗科・華嚴科・天台科・性相科の四科が置かれることとなり、いずれの科でも宗乗・余乗のほか哲学と英語が開講されることとなった。⁽⁴⁵⁾ そして、この年の夏頃、石川舜台は、清沢満之を勧学局次長・真宗大学学監心得に起用し、以後、石川と清沢の間で、真宗大学の東京移転計画が進められたようである。⁽⁴⁶⁾

さらに一九九九年八月に私立学校令が發布され、本願寺派が文部省への対応を躊躇するなか、大谷派は、同年十二月に米北中学・加賀中学・

久留米中学を翌年八月三十日限りで廃止することを決定するとともに、本山立の東京・京都真宗中学以外に、私立真宗中学を設立する際の基準を定めた「大谷派私立中学設立認可及取扱規則」を制定し、同時に真宗大学の東京移転が発表された。⁽⁴⁷⁾ また文部省に対しても迅速に対応し、翌一九〇〇年一月から二月にかけて、真宗京都中学・真宗大学・真宗東京中学が、次々と徴兵猶予の特典を獲得していった。⁽⁴⁸⁾

仏教学校への徴兵猶予の特典付与は大谷派が最初であり、その後、同年十二月に浄土宗高等学院にも付与されたが、本願寺派の学校では、仏教高等学校の翌〇一年五月が最初であった。⁽⁴⁹⁾ ここに至って、仏教界の学校教育事業で常に先導的役割を果たしてきた本願寺派は、完全に大谷派から後れをとることとなったのである。本願寺派の学校改革の立ち後れは、以下の学生数のデータからも把握することができる。

大谷派が真宗中学を京都と東京に限定させ、一般の中学校に遜色のないよう教育的充実を図ったのに対し、本願寺派は一九〇〇年の学校条例発布後も十七校の仏教中学が存続していた。翌年に二校が減少したものの、それらの多くは百名に満たない小規模で不完全な学校であった。こうした問題は、前身の共立教校から仏教中学への改組が検討される際にも指摘されていたが、その統廃合は進まなかった。⁽⁵⁰⁾ このため、少し後のことになるが、次のような仏教中学に対する声も寄せられていた。

少し手元の富裕な寺になると、たとひ僧侶にすべきものでも仏教中学は不完全なりと云ふので、最初から地方の普通学校に入学せしむるものも往々あり、今日の仏教学校の其内部にすら信任

大谷派学校一覧表（一九〇一年六月現在）

校名	職員数	所化数
内国ノ部		
真宗高倉大学寮	九	一三三
真宗大学	二七	一五八
真宗京都中学	三六	四五七
真宗東京中学	二六	一六八
教導講習院	一九	一五
声香館	五	一
認可学校ノ部		
加賀中学	七	三六
尾張中学	一五	六〇

（宗報）一九〇一年九月二十一日

本願寺派学校表（一九〇一年十二月現在）

校名	授業師	職員	現在生徒
私立仏教大学	一一	七	九九
私立仏教高等中学	一九	六	一〇六
私立模範仏教中学	一三	五	一六一
私立大和仏教中学	六	二	五八
私立西肥仏教中学	八	四	一二〇
私立広島仏教中学	一	六	一三〇
私立姫路仏教中学	九	四	七五
私立金亀仏教中学	八	三	一五
私立楓川仏教中学	七	三	四五
私立越中仏教中学	六	六	九八
私立四州仏教中学	五	四	四三
私立北豊仏教中学	七	六	一〇一
私立三重仏教中学	七	四	五七
私立福井仏教中学	九	三	九五
私立山口仏教中学	七	二	六三
私立福岡仏教中学	五	四	九七
私立和歌山仏教中学	二	一	三二
看護婦養成所			二四

（備考） 備後仏教中学、熊本仏教中学の二学校は昨三十四年四月已降休学せしを以て表中を脱す
（石倉重雄）「本派本願寺名所図会」博文館、一九〇二年

されざること斯くの如し⁽⁵¹⁾

一方、仏教大学・仏教高等中学の生徒数も、真宗高倉学寮・真宗大学に比べて少ない。仏教中学―仏教高等中学―仏教大学は、内務省所轄の宗教学校として構想され、一般中学校からの編入を想定していなかった。そこで、いったん一般の中学校に入学すると、寺院出身者といえども、高等学校・帝国大学や慶應義塾等の他の学校への進学を希望するようになったと考えられる。制度や方針が二転三転したこと、徴兵猶予の特典への対応が遅れたことも入学を断念する原因となったことであろう。総じて言えば、派内の抗争に終始し、一般の教育欲求への配慮や文部省への対応を怠った結果と言うことができよう。

六、本願寺派の焦燥と東京進出

当時、本願寺派と大谷派とは、政府への対応をめぐる⁽⁵²⁾て激しく対立していた。大谷派は、一八九八（明治三十一）年九月の巢鴨教誨師事件を契機として、宗派を挙げて仏教公認教運動に着手し、その後も宗教法案が浮上すると、これへの全国的な反対運動を組織・主導した。その主張は、キリスト教と同列に扱われることを拒否し、仏教への国家的優遇を求めるものであり、内務省の宗教行政に強硬に反対する姿勢を見せた一方で、文部省の学校行政に対しては柔軟な対応を採ることができた。

これに対して本願寺派は、ことごとく内務省行政に協調して大谷派に反対する立場を採った。計画中であった大日本仏教慈善会財団の認可等への便宜を期待していたと考えられるが、内務省との蜜月関係にあったことが、文部省への対応を等閑視する一因となった可能性も考えられる。しかし、大谷派の関係学校が次々に徴兵猶予の特典を獲得し、真宗大学の東京移転が決定すると、強い危機意識を抱いたに違いない。

仏教系雑誌には、大谷派の教育事業の躍進を指摘し、いずれ大谷派が東京の仏教界を席巻するであろうとの展望を述べる論説が掲載されるようになった。例えば、一九〇一年二月『新佛教』掲載の「東京の仏教界」には、次のように記されている。

兎もあれ、此の東本願寺派、西本願寺派、禪宗派を、東京仏教の三大勢力とすれば、先づ東本願寺派を一番有望といはねばならぬ。清沢氏

の一派は、独り雑誌発行を一事業として居るのみではなく、信仰鼓吹にも大に力を尽して居る。且つ清沢氏は、確に人を感化する力のある人であるのだ。(中略) 東京の中心たるべき本郷(小石川、下谷、浅草を含んで)は、東本願寺派の占有する所となるは疑いない、これで真宗大学が、愈東京に遷されたならば、最早西本願寺の勢力の、全く本郷に範囲をきめられる時と思ふべきである。⁽⁵³⁾

東京の仏教界で、大谷派の勢力が最も有力であり、真宗大学の東京移転後に、その趨勢は決定的なものになるというのである。同月発行の本願寺派系『伝道新誌』も、本願寺派が学校教育で大谷派の後塵を拝していることを認め、次のように述べている。

頃日或人の語るを聞くに七八年前の本派の学事は遙かに大派の上に凌駕したるは事実なりしも今に至りて之を比するに本派は不知不識の間に大派の後へに撞着する有様となりたり(中略) 又真宗大学移転の議は一昨三十二年に議制局会議に可決せられ爾来着々其工事と設備とに怠りなく愈本年四月には満足に移転し得べき結構をなし終りたりと又中学の如きも東京真宗中学には村上博士ありて統督し京都中学には稲葉理学士学長の任に当り董監其宜きを得たり学生々徒の数も東西を合せば七百余名の多数あり是を本派の学事に比せば如何の感かある佛教大学の名称は真宗大学の名称より大なるも後より彼れが輦に倣ふたるに過ぎず其実学生の多寡實力の競争に至りては定て一步を輸せざる可らざるべし。⁽⁵⁴⁾

一九〇〇年六月、本願寺派は突如して仏教高等中学の東京高輪への移転を告示した。⁽⁵⁵⁾ 従来より、大谷派は一貫して東京に教校・真宗中学寮・真宗中学を設置してきたが、本願寺派の場合、東京の積徳教校は設置・廃止を繰り返しており、⁽⁵⁶⁾ 仏教中学へと改組された際にも東京には設置されなかった。仏教中学を欠くなかで、仏教高等中学のみを東京に移すのは不用意な措置であったと言えよう。

移転発表は、大谷派の真宗大学の東京移転発表の半年後のことであり、九月に移転して翌月から講義を開始するという慌ただしきもので、校舎が未完成であったため近傍の寺院を借り、壁土の乾かない教室で講義が続けられたという。⁽⁵⁷⁾ 移転決定のプロセスも急なもので、臨時集会を開いて地方選出の総代会衆の意見を十分に聴取することなく、京都の常在会衆の照会を経て法主の認可により決定されたようである。⁽⁵⁸⁾

大谷派の動向を意識した決定であることは明らかであり、拙速な対応への批判も多かった。『伝道新誌』は、「此問題は十分に研究を要すること、信ず、大谷派が真宗大学を東京に移したが故に東京に移すべしと云ふ位の話しならば、吾人は絶対的に反対である」⁵⁹⁾と主張し、『教学報知』は、「この突飛的の改革。大派尻馬的の妄動」といい、本願寺派の姿勢を次のように酷評した。

由来本願寺は昨年宗教法案以来主義なく識見なく胆略なく万事首鼠兩端。法案に手を出して大谷派にやられ。仏骨奉迎に手を出して味噌をつけ。大谷派に三中学案を決すれば忽ち倣ふて学制学区の改正を企て。大谷派大学中学と系統的に学制を立つれば忽ち尻馬に乗り。大谷派真宗大学を東京に移さんとすれば本派亦た之が尻馬に乗り躁ぎ廻らんとす。何等の無主義何等の無見識⁶⁰⁾ぞ。

七、高輪仏教大学開設に至る経緯

仏教高等中学を東京に移転した結果、制定したばかりの学校条例に修正を加える必要が生じた。仏教中学（地方）―仏教高等中学（東京）―仏教大学（京都）は単線型の学校体系であったため、学生は頻繁に就学地を変える必要に迫られた。大谷派に對抗して教育内容を充実を図る必要もあったと考えられる。

こうして一九〇一（明治三十四）年四月、模範仏教中学（一九〇〇年九月、中央仏教中学を改称）が、東京に移され、さらに仏教大学分教場が高等仏教中学内に開設された⁶¹⁾。これにより、東京のみで、模範仏教中学―仏教高等中学―仏教大学分教場へと進学できるコースも設定された。しかし、今度は京都に仏教中学の設置を欠くという状況が生じた。

同年八月には、学校条例も更改され、従来の仏教中学（四年）―仏教高等中学（四年）―仏教大学（三年）を、仏教中学（五年）―仏教高等中学（二年）―仏教大学（三年）に変更した。仏教中学を中学校令に準拠して五年制とし、仏教高等中学を仏教大学予科に再編して、すべての学校で徴兵猶予の特典を獲得して文部省所轄学校との連絡を図る意図があった⁶²⁾。文部省の所管学校となることを嫌忌し、内務省所轄の宗教学校に止まろうとする方針は転換されたのである。

特に仏教高等学校と仏教大学では、教育課程も大きく変更され、ともに専門部（宗乗・余乗中心）、哲学部・教育部の三部構成となって多様な学科が配当された。⁽⁶³⁾この三部の内、東京の仏教高等学校・仏教大学分教場に開設されたのは哲学部と教育部のみで、専門部は京都の仏教大学に残置することとなったようである。⁽⁶⁴⁾ここに至って、いったん解体された普通学重視の学校は、東京高輪に独立復活することとなった。一方、九月には大谷派真宗大学の校舎が巣鴨に落成して東京に移転し、学監に清沢満之が就任した。本願寺派の一連の施策は、これに先立って急ピッチに進められたのである。

一九〇二（明治三十五）年一月には、またしても学校条例が改訂された。仏教高等学校が廃止され、本願寺派の設置する学校は仏教大学・仏教中学の二種とされた。前回の改訂で実質的に仏教大学予科に再編されていた仏教高等学校を、制度上も仏教大学に編入したのである。また仏教大学に考究院が併設され、予科二年―本科三年―考究院五年の編成となった。一方、仏教中学は全国に五校を開設することとなった。

同年三月、仏教大学は仏教専門大学と高輪仏教大学の二校とすることが告示された。仏教専門大学は京都に設置され、宗乗・余乗を中心とし考究院を併設した。高輪仏教大学は哲学部・教育部・歴史部の三部構成であり、四月の開校にともない三月末で仏教大学分教場は廃止となった。また模範仏教中学は第一仏教中学となり、仏教中学の設立と名称は、第一仏教中学（東京市高輪）、第二仏教中学（福井市）、第三仏教中学（滋賀県彦根町）、第四仏教中学（広島市）、第五仏教中学（佐賀市）と決まった。⁽⁶⁵⁾十数校あった仏教中学を統廃合して、本山直営とし教育内容の充実を目指したのである。

この学校条例の改訂は前年十月開催の定期集会の審議可決を経て行われたものであった。しかし、確たる方針がなく二転三転する学校制度と、そのために莫大な経費が投入されることへの不満が、宗派内に充満していたようである。⁽⁶⁶⁾このため、学校条例の改訂案は賛成多数で可決されたものの、審議の過程では、以下のような反対意見を述べる地方選出の総代会衆もいた。

経費ノコトニ付テハ困難ナルモ現在通りニシテ替ヘ子ハヨイカ度々更改ハ好マヌコトナリ教育上ニ付テハ何等ノ考ヘアルヤ本派ノ教育トシテ経費ノ無ヒ中ナレハ不完全ナルカ世間ノ尋中ハ完全ナリ依テ最寄々々ニ尋中アレハ本派ノ子弟ニシテ尋中ニ入学セリ本山ニテ普通教育ヲ施サ子ハナラヌ精神ハ何レニアルヤ⁽⁶⁷⁾

さらに学校条例改訂案等の当局提出の議題を審議・可決した後、集会は門末から建議案の審議に移ったが、そのなかには、以下のような「学制更改建議案」があった。

本山ハ普通学制ヲ全廢シ之ヲ政府管理ノ学校ニ一任シ唯内典ノ義趣ヲ究ハメシムル学制ヲ設ケ中学卒業以上ノ者ヲ入校セシメ教師住職ノ資格ヲ与エ愈々上進スル者エハ相当ノ学階ヲ授クヘシ科目年限等ハ当路者ノ成案ヲ更ニ一国一人若クハ二人ノ公撰ヨリ得ル学識経験アル者ニ討議セシメテ其議決ヲ用ユヘシ是レ宗学振起人物養成上且一派經濟上寛全ノ策ナリ謹テ建議ス

但シ広島福井等ノ如ク已ニ維持ノ基礎立チ居ル分ハ其儘据置キ卒業者ヲ相当ノ級ヒ配当スヘシ

理 由

近來我本山ハ宗学ヲ輕シ財源ヲ考エス社会学一方ニ偏シ無効ニ信施ヲ消費セリ故ニ大中学ヲ論セス徒ニ科目ノミ多端ニシテ設備上取締上且生徒ノ成績ニ至ルマテ悉ク不完全ノ實際ヲ表彰ス豈慨嘆ノ至リナラスヤ是レ数多ノ原因アリト雖トモ主トシテ目的ノ一方ニ偏スルト經濟ノ道ヲ誤ルトニ由ルナリ然ラハ則チ無理算段ノ支出ヲナシテ不完全ノ学制ヲ維持スルハ害アルモ利ナシ〔以下略〕⁽⁶⁸⁾

この建議では、一九〇〇年の学校条例の方針に立ち返って、普通教育から撤退して僧侶養成に専念することが主張されている。建議は集会で賛成多数で採択されたが、先に可決した学校条例の改訂案との間で齟齬が生じるため、建議採択の結果は参考として当局者に提出されることとなった。しかし、学校条例改訂案の可決は宗政当局への手前、止むなく賛同した結果であり、会衆の多くは普通教育撤退建議により強く賛同していたと考えられる。こうして一九〇二年四月、高輪仏教大学は開校した。しかし、宗派内の多くの賛同を得て発足したものではなかったのである。

お わ り に

高輪仏教大学への外部からの評価は決して芳しいものではなかったようである。例えば、『中外日報』は、「某大学教授の談」として、次のような意見を報道している。

仏教専門大学に仏教大学随分妙な工合に大学を設けたものだ、多分新思想と旧思想との両論者を満足さすようにしたものであらふ、夫れより以外に一定の主義方針ありとも見へんが、一体教育をするのに一定の方針を立てずやると経費位の損耗でなく一派の学生を殺して仕貰ふ様な不幸ができる、然し別に本願寺に一定の方針ありと云へば夫れまであるが、外から見ると変なものである⁽⁶⁹⁾

一九〇三（明治三十六）年一月に大谷光尊が没し、四月に外遊から急きよ帰国した光瑞が法主を継職した。六月、光瑞は安居開繙式にあつて、あくまで宗乗の研究が主であり、普通学は従に過ぎないとの教学方針について説諭した。⁽⁷⁰⁾ この訓示を受けて、十月には教学参議部議事会が開催された。この会議では、赤松連城が議長を務めたほか、島地黙雷・利井明朗など教団近代化を推進してきた重鎮が議事に加わり、次のような復古的な色彩の強い学制更改方針を決議した。

学制更改方針

第一条 本派ノ教育ハ徳育ヲ主トシ智育之ニ重ク

第二条 本派ノ教育ハ大学林中学寮ニ於テ之ヲ為ス

第三条 大学林ハ講座ヲ設ケ宗教及ヒ之ニ関スル研究ヲ為サシム〔以下略〕⁽⁷²⁾

『中外日報』は、この方針が実施に移され、普通学を全廃し仏教中学・仏教大学を閉鎖して旧学林制度が復活するようになれば、「正に是れ本派教育の大々危機なり」といい警鐘を鳴らした。⁽⁷³⁾ また『新佛教』も、各宗派の教育事業の進展に本願寺派が先導的役割を果たしてきたことにふれ、「今にして本派本願寺が、自ら其の制度を根本的に破壊して、学寮時代の旧教育に復せんと企つるものは何ぞや」といい、「此の浮薄の学寮案を撤回すべきこと」を勧告した。⁽⁷⁴⁾ 一方、高輪仏教大学の教職員も、十月末には『教学私見』を参議部議事等に配付して反対運動に着手した。⁽⁷⁵⁾

さすがに、前述の学制更改方針案が実施に移されることはなかったものの、翌一九〇四年二月開催の臨時集会で高輪仏教大学は廃止され、京

都の仏教専門大学に吸収合併して仏教大学に改組されることが決まった。⁽⁷⁶⁾ こうして、いったん復活した普通学重視の高等教育機関は、またしても廃止されたのであった。

明治期における仏教各宗派の普通教育界への進出は、財政面や文教政策などにより、困難な課題に直面して挫折していった。しかし、最も根本的問題は、確たる教育方針を有さない宗派当局の姿勢にあったと言えるであろう。本論で検証した本願寺派の朝令暮改の学校制度は、その最たる事例と言えるであろう。

それにしても、なぜ、高輪仏教大学はわずか二年で廃止されたのであろうか。いくつかの要因が考えられるが、⁽⁷⁷⁾ 設立の要因がそうであったように、やはり大谷派との関係が大きかったと考えられる。内務省行政への対応をめぐって、激しく対立した両派も、一九〇〇年二月に宗教法案が貴族院で否決されて最大の争点は一応の決着を見た。また大谷派では、公認教・宗教法運動を主導してきた石川舜台が、〇二年四月に財政破綻により失脚した。⁽⁷⁸⁾ これより両派の対立の必要性は薄れていった。

一九〇三年に入ると、本願寺派は宗教法案などで対立してきた大谷派との関係修復を模索しはじめた。同年九月四日、須磨別邸に滞在中であった光瑞は、弟光明と室内部長上原芳太郎を帯同して、光演（後の東本願寺二十三世、彰如）を保養先の明石に訪ね、一時間あまりにわたって会談した。翌日には、答礼として光演が光瑞を訪問して胸襟を開いて会談したという。十月三日にも、光瑞は東本願寺を訪問し、光瑩（東本願寺二十二世、現如）と三時間にわたって会談した。さらに翌〇四年一月一日、光瑞は光明を伴い、東本願寺を年賀の挨拶に訪れている。⁽⁷⁹⁾

一九〇四年には財政難に苦しむ大谷派に、西本願寺が三万円を貸与したとの報道がなされており、⁽⁸⁰⁾ この年、高輪仏教大学の廃止が決定した。そして、翌〇五年六月に大谷派法主大谷光瑩が西本願寺を訪れ、⁽⁸¹⁾ 両派提携の合意を見た。その後、両派役員間で提携に向けての会合が開かれ、次のような具体的な提携事項が提示されたという。

一 韓国に於ける在来の布教は既設と未着手とに論なく総て合併する事。

一 両派の学校は俄かに合併すること能はざる事情あるも、両派共に之か開放して西の徒弟が東の大学に入るも、東の衆徒が西の中学に入るも一切其自由に一任して干渉せざる事。

一 末寺及び信徒は各自帰依する所に随つて向背を決し、自由に転派を許すの制度を設くる事。

一 九州の如く東派の信徒稀薄にして西派末寺の多数なる地方は其末寺信徒の支配権を西派に一任すると同時に、北陸の如く東派の勢力地に在りては西派の末寺信徒を挙げて其監督支配を東派に委ぬる事。

一 両派の法主は全国中何れの地方に巡教するも一切妨げざる事。⁽⁸²⁾

このように、検討事項のなかには、学校教育での提携もそのなかの一つにあげられている。これら各事項が実現することはなかったが、もはや、本願寺派当局にとっても、宗派内の反対を押し切つてまで高輪仏教大学を存続させる必要性はなくなつていたのである。しかし、それまでの間、宗派体面に拘泥して莫大な費用を徒消し、宗派内の混乱・対立を招いたことを考えれば、その代償はあまりに大きかったと言うほかはないであろう。

註

(1) 『本山達書（明治二十一年）』（龍谷大学三百五十年史）史料編第四卷（一九九二年）所収。

(2) 中川洋子「神仏教導職廃止後の仏教―反省会の仏教改革論を中心に―」（『佛教史研究』三十七号、二〇〇〇年三月）。また前田慧雲著の『本願寺派学史』は、二院一寮体制が採られた背景を「当時欧化熱の反動として国粹保存説盛んなりしを以て、普通校の如き僧俗混沌の如き教育を否とする説起るに由る」と指摘している（『真宗叢書別巻 前田和上集』興教書院、一九三〇年）。

(3) (4) 『明治廿三年 定期集会筆記』甲号三〇四・一一一―一二二頁、乙号一―一六頁。一八九〇年八月二十四日付『明教新誌』掲載の「積徳教校」にも「因に聞く京都に在る同本願寺所轄普通教校を

東京に移し積徳教校を之に附属せしめんと議あり法主にも之に賛成せらるゝ由なれど何分老学師連中が不賛成にて未だその議も纏まらざるやに聞けり」と記されている。なお、護持会の設立に関しては、一八八六年三月二五日付『奇日新報』掲載の「本山録事」を参照。護持会の寄付総額は、一八九一年十月の段階で九十五万六千円あまりに達しており（一八九一年十二月十日付『明教新誌』）、翌年四月に約百四万一千円となり、百万円を超過した（一八九二年五月八日付『明教新誌』）。護持会は、一九〇〇年十二月に内務大臣の認可を受けて「真宗本願寺派護持会財団」に改組され、その際に資産は、百三十万八千円に達していた（石倉重継著『本派本願寺名所図絵』博文館、一九〇二年）。

(5) 『大谷中高等学校百年史』三五―五二頁（大谷中・高等学校、一九

七四年)。

- (6) 『明治廿三年 定期集会筆記』乙号二・八頁。
- (7) 『京都府尋常中学校』(『令知会雑誌』四十九号、一八八八年四月)、前掲『大谷中高等学校百年史』。当時の地方行政は、小学校教育における仏教側の参画も期待し、仏教主義教育を容認する傾向にあった(中西直樹「教育勅語成立直前の徳育論争と仏教徒『貧兒教育』」『龍谷史壇』一〇五号、一九九六年一月)。
- (8) 中西直樹「明治期仏教教団の在家者教育の一駒——一八九二年「文学寮改正事件」と中西牛郎——」(『雑誌『國教』と九州真宗』解題・総目次・索引)不二出版、二〇一六年)。
- (9) 「褒賞黜罰」(『本山録事』一八九六年七月二十一日発行)。
- (10) 『本山月報』二十九号、一八九二年九月二十一日。
- (11) 「輿論を察せよ」(『三寶叢誌』一四九号、一八九六年八月二十三日)。
- (12) 「三寶叢誌こそ愚論」(一八九六年八月二十七日・二十九日、九月一日付『京都新報』)。「京都新報」は、『本山月報』を引き継いで刊行され、刊行には大洲鉄然も関わっていた(『仏界の日刊新聞』(『反省会雑誌』七年二号、一八九二年二月)、「特別広告」(一八九三年三月三十日付『京都新報』))。
- (13) 上原芳太郎『明如上人略年表』(真宗本願寺派護持会財団、一九三五年)。文学寮の校友会誌「松籟」二号(一八九八年十二月)には、阿部一毛の「南洋通信」が掲載されている。一九〇三年九月発行の『高輪学報』二十三号掲載「同窓会報」にも阿部一毛が東京に滞在していたことが記されているが、以後の消息については不明である。
- (14) (15) 『明治廿九年定期集会筆記』一一二・一一五頁。
- (16) 「本願寺派の弊政を論ず(其二)」(布教々育に就て)(一八九七年三月二日付『明教新誌』)、「本願寺派の弊政を論ず(其三)」(再び興学布教に就て)(一八九七年三月四日付『明教新誌』)。
- (17) 「文学寮の改正」(『教海一瀾』四号、一八九七年九月一五日)。
- (18) 『本山月報』二十九号(一八九二年九月二十一日)。
- (19) 「本山録事」一八九七年九月二十六日発行。
- (20) 「文学寮図書館第一回報告」(『教海一瀾』七号、一八九七年十月三十日)。第二回目以降の報告も、『教海一瀾』『松籟』に掲載されている。
- (21) 「真宗本派集会議事(其二)」(『教海一瀾』九号、一八九七年十一月二十六日)。
- (22) 「本願寺派学林経費の節減に就て」秋畝(一八九七年十一月十四・十六・二十日付『明教新誌』)。
- (23) 前掲「本願寺派学林経費の節減に就て」、「大学林経費の節減に就て」(一八九七年十一月十二日付『明教新誌』)、「新門主光瑞師は実に其張本人なり」(一八九七年十一月十八日付『明教新誌』)。
- (24) 「本派大学林の暴挙」(『教海一瀾』八号、一八九七年十一月十六日)、「本派大学林退去生の総帰順」(『教海一瀾』九号、一八九七年十一月二十六日)。
- (25) 「大学林生徒復校」(一八九七年十一月十八日付『明教新誌』)。
- (26) 「佛教」一三三号(一八九七年十二月)掲載の「本派本願寺の小紛擾」は、「往日順境に立ちし学林生は今将さに逆境に陥り、逆境に在りし文学寮生は既に代りて林生の旧地を奪はんするの勢を示す(中略)而して此潮勢を早むるに少からざる動力を与へしものは、同派新法主大谷光瑞氏の希望なり」といい、極端な文学寮の優遇策が大きな弊害を生む危険性を指摘している。
- (27) 小林康達『七花八裂——明治の青年 杉村広太郎伝』第七章(現代書館、二〇〇五年)。

- (28) 「教示」(『本山録事』一八九八年七月三十日発行)。
- (29) 前掲の「本派本願寺の小紛擾」は、「新法主光瑞氏を見るに、彼は一種の奇才ある人なり、然れども教育巧みならざれば、本願寺の害物と為り終らん、彼は宗教心なし、慈悲親切の在る所を見ず、何等迷信の徒も、容易に興を醒まし、尊敬心を滅却すへし、自家の得意地は愚僧愚俗の賜たるを察せずして、将来愚僧の種子と見る所の学生を糞土視す」といい、その後の教育制度の混乱を予見するかのような指摘をしている。
- (30) 「政府対仏敎学校」蘭田宗恵(『教海一瀾』二十九号、一八九八年九月二十九日)。
- (31) 「文学寮をして公認中学校と為さしむべし」在沖繩大河内彰然(『教海一瀾』二十八号、一八九八年九月十一日)。
- (32) 「西六片々」(一八九八年九月十三日付『教学報知』)。
- (33) 「宗教学校設立に関する件」(明治三十二年八月四日、内務省訓令第七百四十二号)。また同日、社寺局も「宗教学校の設立並に学校と教規宗制との関係に関する件」(明治三十二年八月四日、社寺局通牒社甲第一七号)を道府県に対し通牒している(文部省文化局宗務課監修『明治以後宗教関係法令類纂』、第一法規、一九六八年)。
- (34) 「明治以降宗教制度百年史」(文化庁文化部宗務課、一九七〇年)、井門富二夫編「政教分離に関する政策資料―特に宗教教育の問題をめぐって―」(『東洋文化研究所紀要』第三十七冊、東京大学東洋文化研究所、一九六五年三月)など。
- (35) この特権から、戦前には「宗派立学校」「宗門立学校」という概念が成立していた。
- (36) 久木幸男「訓令十二号の思想と現実」(一)(二)(三)(『横浜国立大学教育紀要』十三・十四・十五集(一九七三年十月・一九七四年十月・一九七六年九月))
- (37) 「仏教各宗の敎校は私立学校令の除外例なるか其適用を受ける可らざるか」杞憂道人 藤島了穩寄(一八九九年十月十一日付『教学報知』)。
- (38) 「私立学校令と宗教学校」(『教海一瀾』五十五号、一八九九年十月二十七日)。
- (39) 「法度」(『本山録事』一九〇〇年一月一八日発行)。
- (40) 「教示」(『本山録事』一九〇〇年三月十一日)。
- (41) 中西直樹「西本願寺敎団にみる地方敎校設置と現実」(上)(『龍谷大学仏敎文化研究所紀要』四十一集、二〇〇二年十一月)。
- (42) 『本山事務報告』号外(一八九四年七月五日)。
- (43) 『本山事務報告』三十三号(一八九六年六月二十五日)。
- (44) 『本山事務報告』四十七号(一九九七年八月三十日)。
- (45) 『宗報』八号付録(一八九九年五月二十日)、『宗報』九号付録(一八九九年六月二十三日)。
- (46) 『大谷大学百年史(通史編)』一三〇頁(大谷大学、二〇〇一年)。
- (47) 『宗報』十九号付録(一九〇〇年二月十三日)。
- (48) 『宗報』十九号付録(一九〇〇年二月十三日)、『宗報』二十号付録(一九〇〇年二月二十八日)、『宗報』二十一号付録(一九〇〇年三月二十四日)。
- (49) 「徴兵令第十三条の認定宗派学校」(『宗報』四号、新大谷派本文書科、一九〇二年二月十五日)、『大谷中高等学校百年史』一〇八・一〇九頁、『教海一瀾』九十七号(一九〇一年五月二十五日)。
- (50) 社説「本派学制の変更に就て」(『教海一瀾』四十九号、一八九九年七月二十六日)。
- (51) 「仏敎中学廢合問題可否得失の各声」(一八九三年十月四・九日付

『中外日報』。

- (52) 巢鴨教誨師事件から宗教法案反対運動に至る本願寺派と大谷派の対立に関しては、中西直樹『新仏教とは何であったか―近代仏教改革のゆくえ―』第六章（法藏館、二〇一八年）を参照されたい。
- (53) 「東京の仏教界」坐仏（『新佛教』二巻二号、一九〇一年二月）。
- (54) 「学校の移転」（『伝道新誌』十四年二号、一九〇一年二月）。
- (55) 「教示」（『本山録事』一九〇〇年七月十一日発行）。
- (56) 積徳教校は、一八七一年に勧学所として設置され、七六年積徳教院、七八年積徳教校と改称された。八二年から八六年まで休校し、八七年一月に開校したが、九二年九月の私立学校条例の更改に伴い閉鎖となった（藤音得忍編『築地別院史』（本願寺築地別院、一九三七年）、「積徳教校開業式」（『令知会雑誌』三十五号、一八九七年二月）。ところが、一九〇〇年一月に学校条例が發布されると、東京の本願寺派各寺院は「東京本派仏教学校設立請願に関する趣意書」を発表して、東京への学校誘致活動を活発に展開していた（『仏教学校設立請願趣意書』（一九〇〇年四月十八日付『明教新誌』）。
- 仏教高等学校の東京移転はこれに應える側面もあった。
- (57) 『龍谷大学三百年史』六八九頁（龍谷大学出版部、一九三九年）。
- (58) 「仏教高等学校の移転」（一九〇〇年七月十三日付『教学報知』）。
- 『教学報知』は、地方の散在会衆の同意を得たと報じているが、『伝道新誌』掲載の「仏教高等学校及び大学東京移転説」（十三年五号、同年五月）は、「莫大の経費に関することなれば、何れ会衆改選の期を待て、至急臨時会を開き、以て其決行を定むべし」との意見のあることを報じている。
- (59) 前掲「仏教高等学校及び大学東京移転説」。
- (60) 「本願寺学校移転論の妄」（一九〇〇年六月二十七日付『教学報知』）。
- 高輪仏教大学の設立経緯とその背景
- (61) 「教示」（『本山録事』一九〇一年三月十五日発行）、「達示」（『本山録事』一九〇一年四月十五日発行）。
- (62) 「仏教大学及び中学」（『教海一瀾』一〇一号、一九〇一年七月五日）、「本派将来の学制に就て」（『教海一瀾』一〇六号、一九〇一年八月二十五日）、「法度」（『本山録事』一九〇一年八月二十五日発行）。
- (63) 「教示」（『本山録事』一九〇一年九月五日発行）。『伝道新誌』十四年五号（一九〇一年五月）記載の計画中国教育課程には「歴史科」のカリキュラムが記載されており、『高輪学報』一号（一九〇一年十月）記載「彙報」には、「歴史部（未設）」と記されている。当初から歴史部の設置は構想されていたが、それ以降も実現には至らなかったようである。
- (64) 「仏教高等学校（各宗学校参観記の三）」参観記者（『佛教』一七六号、一九〇一年十月）。
- (65) 「法度」（『本山録事』一九〇二年一月二十五日発行）、「教示」（『本山録事』一九〇二年三月五日発行）、「教示」（『本山録事』一九〇二年三月十五日発行）、「学校条例の実施」（『教海一瀾』一二七号）、「教示」（『達示』（『本山録事』一九〇二年三月二十五日））。
- (66) 当時、本山に多額の負債があるとの噂があり、執行長梅上澤融がこれを否定する訓告を出している（『本山録事』一九〇一年八月五日）。しかし、すでに一八九九年の段階で、松田甚左衛門らが在家信者は本山の放漫財政の結果、一九〇一年度に支出超過に陥るとの展望を示し、本山財政を在家信者に委任するように求めている。この点に関しては、中西直樹『近代本願寺論の展開』第三章（三人社、二〇二〇年）で詳しく論じた。
- (67) 『明治三十四年 定期集会筆記』二七―三五、一〇六―一一〇、一二五―一二七頁。

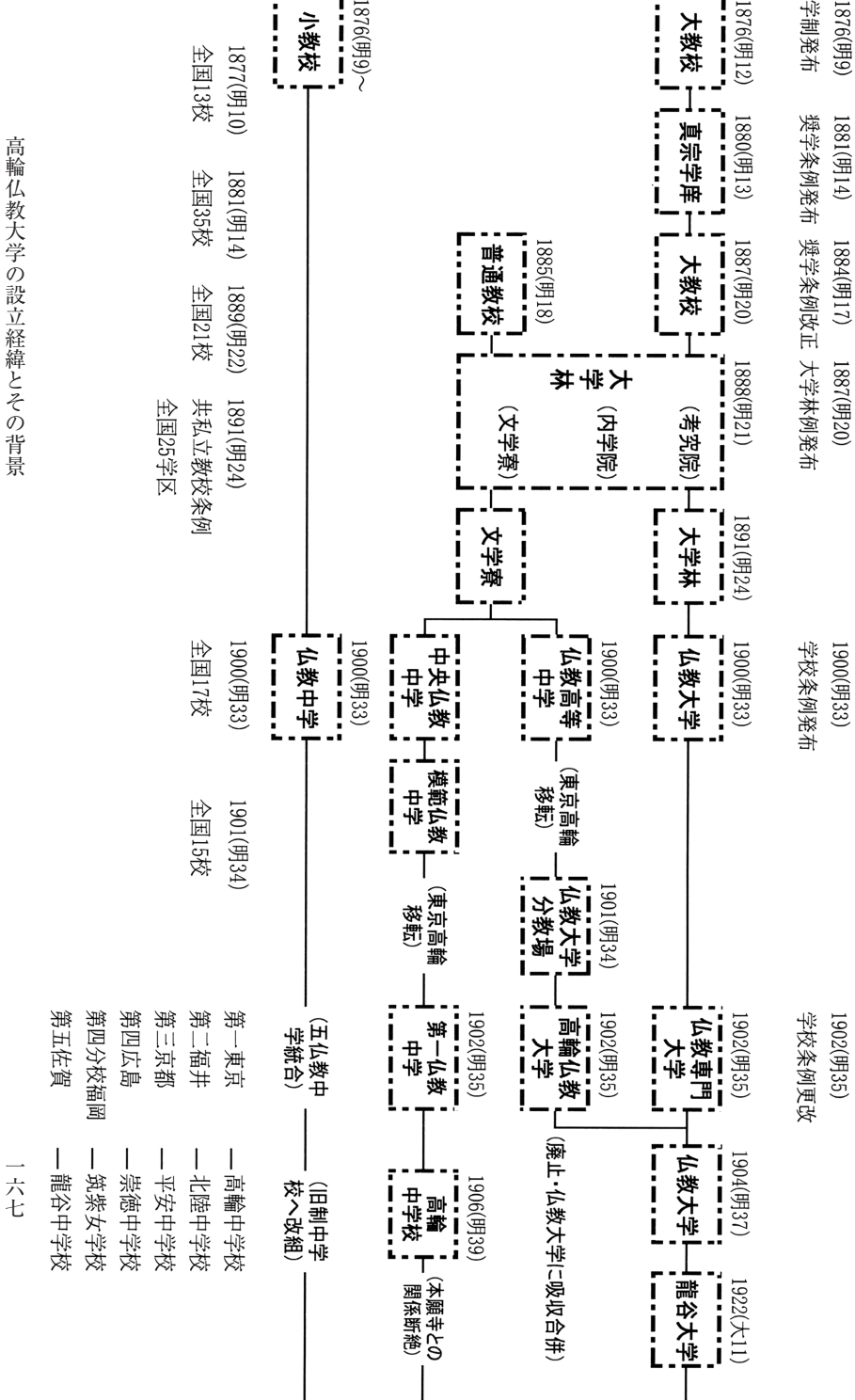
- (69) 「西六教育談」(一九〇二年七月二十三日付『中外日報』)。
- (70) 「達示」(『本山録事』一九〇三年八月五日)。ただし、「本山録事」には、光瑞の説諭をうけた執行長・執行の達のみが掲載されており、説諭自体は「別紙略之」と記されている。
- (71) 「教学参議部議事会開会」(『教海一瀾』一八三号、一九〇三年十月十五日)。
- (72) 「本派学制更改の方針」(『学制更改方針案』(『教海一瀾』一八三号、一九〇三年十月十五日)、「学制更改方針決議案」(『教海一瀾』一八四号、一九〇三年十月二十五日)。
- (73) 「普通学廃止の議を非す」(一九〇三年十月二十九日付『中外日報』)。
- (74) 「仏教世界当今の教育問題(本派本願寺派の紛擾に就いて)」(『新佛教』子(『新佛教』四年十一月、一九〇三年十一月)。
- (75) 本論では、高輪仏教大学の廃止にともなう廃止反対派の動向について論ずることができなかった。これに関する先行研究としては、毛利悠「教学の意味と役割―高輪仏教大学廃止反対運動をめぐって―」(『真宗研究会紀要』六号、一九七四年十二月)、龍溪章雄「高輪仏教大学廃止反対運動」関係史料の再考―「教界時事」の史料価値の再確認と反対運動の実態解明―(『真宗学』一一・一二号、龍谷大学真宗学会、二〇〇五年三月) などがある。
- (76) 『本願寺宗会百年史』資料編下、二五九頁(一九八一年)。
- (77) 「新佛教」五年十二号(一九〇四年十二月)掲載の「武田と里見(本願寺の二僧)」によれば、高輪仏教大学の創設を推進したのは里見了念であった。里見は光瑞の洋行中に普通教校以来の宿願である東京進出を実現させたが、光瑞の帰国により水泡に帰したとされる。里見の与えた影響はともかくとして、本文でも述べたように、光瑞の継職が大きな転機となったことは否定できない。
- (78) 中西直樹「明治前期の大谷派教団」(法藏館、二〇一八年) 第二部参照。
- (79) 「両法主親下の御会見」(『教海一瀾』一八〇号、一九〇三年九月十五日)、「大法主親下御訪問」(『教海一瀾』一八三号、一九〇三年十月十五日)、「大谷派本山へ年賀」(『教海一瀾』一九一号、一九〇四年一月五日)。
- (80) 「両本願寺提携」(一九〇五年六月三十日付『萬朝報』)。
- (81) 「御垂示」(『宗報』四十二号付録、一九〇五年六月二十五日)、「達示」(『本山録事』一九〇五年七月一日発行)、「両派の提携に就て」(『教海一瀾』二六五号、一九〇五年七月十五日)。
- (82) 時評「東西両本願寺の提携握手」幸廻舎主人(『六大新報』一〇〇号、一九〇五年七月二日)。

〔関係略年表〕

1884年 (明治17年)	8月	太政官、神仏教導職を廃し、住職任免、教師の等級進退等の各派管長委任を通達
	9月	奨学条例改定。85年4月本願寺普通教校が開校
1888年 (明治21年)	4月	〈大谷派〉京都府尋常中学校を委任経営し大学寮兼学部を編入
	10月	大学林例発布、普通教校を文学寮と改称し大学林に包摂
1890年	11月	集会、文学寮の大学林からの独立・東京に尋常中学校の新設を可決
1891年	7月	文学寮規則発布。9月文学寮校舎の新築工事着工
1892年	4月	文学寮校舎落成
	7月	文学寮、全教職員が解職。9月文学寮改正の要旨発表
1893年	3月	〈大谷派〉京都府尋常中学校を府に返還。9月大谷尋常中学校開業
1894年	7月	〈大谷派〉中学寮条例・大学寮条例制定。中学寮は全国5校設置
1896年 (明治29年)	6月	〈大谷派〉中学寮条例を廃し真宗中学条例を制定、全国に12校設置。大学寮条例を廃し、真宗高倉大学寮条例・真宗大学条例を制定
	7月	文学寮長心得蘭田宗恵を、学生無得度・卒業証書授与式答辞に関して減給処分。9月杉村広太郎（楚人冠・縦横）、文学寮に教師として赴任
	12月	集会で文学寮の認可学校への手続履行が可決。反省会雑誌社、京都から東京本郷駒込西片町に移転
1897年 (明治30年)	1月	反省雑誌社、欧文雑誌『The Hansei Zasshi』創刊（1898年12月まで）
	3月	『明教新誌』文学寮を東京移転して高等中学林とすることを提言
	7月	蘭田宗恵、文学寮長に就任 〈大谷派〉清沢満之、『教界時言』に「真宗大学新築の位置に就きて」を発表。8月真宗中学条例更改、全学で英語教授
	8月	文学寮改正が発表。杉村、日記に「文学寮の改革行はれんとす」と記す
	9月	改正文学寮規則・細則が発布。高等科学生、旧課程のままを主張して混乱
	11月	集会、大学林の学生扶助費の半減を決定
1898年 (明治31年)	4月	文学寮乙未会編集部『松嶺』を創刊号（1900年3月発行6号まで）
	5月	文学寮学生、寮長不信任を建議。蘭田「老巧分子の運動陰険にして、今は如何ともなし難し」と述べ、杉村らに順次辞職を提案。杉村辞職
	7月	本願寺派、教学参議部を設置
	9月	『教学報知』文学寮の衰運につき報道。『教海一瀾』で、蘭田宗恵・大河内彰然が文学寮の認可中学移行を主張
1899年 (明治32年)	5月	〈大谷派〉第二次中学校令発布（2月）を受け、真宗中学条例発布。真宗中学を京都・東京に統合。6月学科課程制定。夏以降、石川舜台、清沢満之の間で、真宗大学東京移転計画が進展
	7月	『教海一瀾』社説、共立教校制度の教育不備を指摘
	8月	私立学校令、訓令12号（宗教教育禁止令）発布。内務省、神仏道教宗派の設立学校の認可申請手続きに関し訓令を発布
	12月	〈大谷派〉真宗大学の東京移転を告示
1900年 (明治33年)	1月	〈大谷派〉東京で真宗大学の校舎建築が開始。真宗京都中学に徴兵猶予の特典付与、2月真宗大学・真宗東京中学にも付与 学校条例が発布。学校を仏教大学・仏教高等中学・仏教中学の3種とし、文学寮は仏教高等中学・中央仏教中学となり4月開校。仏教中学は、全国に17校（翌年2校廃止）
	3月	仏教大学学科課程・仏教高等中学学科課程・仏教中学学科課程を発布。東京末寺「東京本派仏教学校設立請願に関する趣意書」を発表
	6月	仏教高等中学の東京移転が告示。『教学報知』東京移転を批判
	7月	『教海一瀾』『仏教高等中学の東京移転に就て』を掲載
	9月	仏教高等中学、東京高輪に移転。中央仏教中学、模範仏教中学と改称

1901年 (明治34年)	2月	『新佛教』『伝道新誌』大谷派教育の充実と東京教勢の拡大を論評
	4月	仏教大学分教場を東京に開設し、模範仏教中学を東京に移転開校
	5月	仏教高等中学に徴兵猶予の特典付与。6月仏教高等中学の開校式举行
	8月	学校条例更改。仏教中学を中学校令に準拠。仏教高等中学2年に短縮、仏教大学予科に。京都仏教大学に専門部、高輪分教場に哲学部・教育部を開設
	9月	〈大谷派〉真宗大学が東京移転、学監に清沢満之就任、10月開学
	10月	『高輪学報』創刊号が刊行（1903年12月発行26号まで）
	11月	集会で、学校条例更改案を可決。普通学制全廃に関する建議も採択
1902年 (明治35年)	2月	仏教模範中学に徴兵猶予の特典付与
	3月	仏教大学を仏教専門大学・高輪仏教大学とし、仏教中学を5校に統合
	4月	仏教専門大学長に小山憲栄、高輪仏教大学長に酒生慧眼が就任
1903年 (明治36年)	1月	大谷光尊（明如）死去。4月大谷光瑞、法主を継職
	4月	『万国仏教青年連合会会報』創刊（同年10月発行2号まで）
	6月	光瑞、安居開繙式で宗乗研究が主であり、普通学は従に過ぎないと訓示
	9月	酒生慧眼、高輪仏教大学長を辞職、後任に前田慧雲が就任
	10月	教学参議部議事会、大学林・中学寮の復古的教育制度案を可決。「教学私見」頒布により、高輪仏教大学・第一仏教中学の教員らに譴責処分
1904年 (明治37年)	2月	臨時集会で、高輪仏教大学と仏教専門大学を統合する建議が可決
	4月	仏教専門大学・高輪仏教大学を廃止、京都に仏教大学を設置。翌年専門学校令により認可高輪仏教大学廃止に関連し、前田慧雲・酒生慧眼ら8名に僧籍剥奪処分

本願寺派学校制度 変遷略図



高輪仙教大学の設立経緯とその背景